

○那覇市総合計画審議会規則

昭和52年1月11日

規則第3号

改正 昭和62年12月25日規則第37号

平成8年2月21日規則第2号

平成11年11月19日規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、本市の総合計画策定に関する必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員45人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の役員
- (4) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、一の諮問に係る審議が終了し、答申するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 前各項に定めるものほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(幹事及び書記)

第9条 審議会に幹事及び書記若干人を置く。

- 2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の担任事務について委員を補佐し、書記は、上司の命を受けて会務に従事する。

(委任)

第10条 この規則に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和62年12月25日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年2月21日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成11年11月19日規則第51号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市史編集委員会規則等の規定は、平成11年9月3日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正に係る附属機関の委員に委嘱又は任命されている市議会議員又は市職員については、適用日において当該委員を解かれたものとする。